

地金ご売却取引についての同意書

❖ ご売却可能な地金について

- ・井島貴金属精錬㈱が指定する基準に則りお買取りさせていただきます。尚、基準は変更する場合もございます。
- ・重量不足の場合には、刻印重量ではなく計量重量を優先いたします。
- ・品物によっては外観検査とは別の方法で品位検査をする場合もございます。買取対象外と判断した場合には、外観を損ねた状態で返却することもございます。
- ・また、紛争やテロ、人権侵害、マネーロンダリング、不正取引、犯罪行為に関係する貴金属製品のお買取りはいたしません。

❖ お買取り価格について

- ・当社の買取価格は、井島貴金属精錬㈱が発表している価格に準じて発表しています。他社の価格とは異なります。他社製地金は、ブランド刻印・品位によって価格が異なる場合があります。相場変動により、一日の中でも価格を変更させていただくこともございます。
- ・小売価格と買取価格の差額は市場の変化によって変動するため固定ではありません。

❖ 買取手数料について

- ・500g未満の地金をご売却の際には、地金品種別に1件ごと別途買取手数料をいただきます。
【金・プラチナ・パラジウムの場合】

1件当りの買取重量	500g以上	100～500g未満	50～100g未満	20～50g未満	20g未満
買取手数料（一般）	不要	¥16,500	¥8,800	¥4,400	¥2,200
買取手数料（業者）	不要	¥8,250	¥4,400	¥2,200	¥1,100

【銀の場合】

1件当りの買取重量	30kg以上	10～30kg未満	1～10kg未満	500g～1kg未満	500g未満
買取手数料（一般）	不要	¥22,000	¥8,800	¥4,400	¥3,300
買取手数料（業者）	不要	¥11,000	¥4,400	¥2,200	¥1,650

❖ お取引の名義について

- ・ご売却者は、品物のご所有者ご本人に限ります。他人の依頼によるご売却、および他人へ名義を貸してお取引はお断りいたします。
- ・ご所有者ご本人がご来店できない場合は、代理人取引としてお手続きください。
- ・贈与・相続等によりご所有者が変わった品物をご売却の場合は、本書面下欄にその経緯をご記入ください。税務上のお取り扱いについては、税理士等の専門家にご相談ください。

❖ 当社で加工した品物のご売却について

- ・当社にて分割加工等を承った品物をご売却の場合、原則として加工をお申し込みいただいたご本人名義でのお取引をお願いしております。ご本人以外の方がご売却される場合は、代理人取引としてお手続きいただくか、ご所有者が変わった経緯を下欄にご記入ください。

❖ 御計算書について

- ・お取引時に発行する「御計算書」には、ご売却氏名、ご売却年月日、ご売却金額、バーナンバーが記載されております。再発行はできませんので、大切に保管してください。

❖ ご売却代金のお支払いについて

- ・ご売却金額により、お振込みのお支払い日をお伝えいたします。お支払い日の指定はできません。
- ・お支払いは、**お取引名義人ご本人名義の口座**へのお振込みに限ります。ご家族を含め、第三者名義の口座へのお振込みはいたしません。
- ・お振込みの際の振込手数料は、お客様ご負担とさせていただきます。

❖ お取引成立後の取消しについて

- ・地金・コインは相場が変動する商品です。お取引成立後の取消しを承ることは一切できません。

❖ ご本人確認について

- ・井島貴金属精錬㈱では、関係法令（番号法・消費税法・所得税法・古物営業法・犯罪収益移転防止法）の規定に準じて、すべての売却取引の際に、ご本人確認情報と職業（事業内容）、売却目的の確認・記録を実施させていただきます。

❖ ご本人確認書類の種類について【個人のお客様】

- ・ご売却者の本人確認書類（原本）が必要です。以下の中からいずれか1つ ※写真付きに限る
 - マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、特別永住者証明書
- ・代理人取引の場合は、①ご売却者からの委任状 ②ご売却者の本人確認書類（写し可） ③代理人の本人確認書類の3点が必要です。

❖ ご本人確認書類の種類について【法人のお客様】

- ・①法人確認書類 ②代表者の本人確認書類（原本） ③法人番号の確認 ④適格請求書発行事業者登録番号の確認が必要です。法人確認書類は以下の3つ
 - 登記事項証明書（発行日から6か月以内）／印鑑証明書（発行日から6か月以内）／実質的支配者申告書（株主リスト）
- ・取引担当者が代表者でない場合は、⑤法人からの委任状 ⑥取引担当者の本人確認書類（原本）も必要になります。なお、国・地方公共団体・上場会社及びその子会社ではない場合、実質的支配者のお名前、ご住所、生年月日、ご売却社（法人）との関係を記録させていただきます。
- ・また、法人番号・変更履歴情報等確認サイト【国税庁サイト】において法人で無い方、本社移転を繰り返している法人の方は「消費税法・犯罪収益移転防止法」の規定に準じて法人としてお取引はできません。

❖ マイナンバーの確認について

- ・「マイナンバー社会保障・税番号制度」の規定に基づき、1回の売却で200万円を超える場合は、支払調書作成事務の為にご売却者の個人番号の確認・記録を実施させていただきます。
- ・確認書類は**マイナンバーカード（個人番号カード）の原本のみ**とさせていただきます。通知カード、個人番号が記載された住民票の写し等ではお取引いただけません。有効期限切れのカードもご利用いただけません。
- ・代理人取引の場合も、ご売却者ご本人のマイナンバーカード原本のご提示が必要です。法人取引については個人番号は不要です。
- ・取得した個人番号は、支払調書作成事務以外の目的では利用いたしません。

❖ お取引いただけないお客様について

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び、犯罪収益移転防止法に定められているハイレスク取引に該当・関連するお客様とはお取引いただけません。
- ・名義貸しが疑われる場合、また売却目的・ご所有関係についてのご申告をいただけない場合も、お取引をお断りいたします。

❖ 取得した個人情報の取り扱いについて

- ・取得した個人情報は、①地金・コインの売却に関する適正な管理運営 ②お客様とのご連絡・ご確認・お知らせ等お取引の円滑な遂行 ③ご利用されたサービスに関するフォロー ④お取引代金の決済処理 ⑤ご利用されるサービス遂行の各目的のために利用させていただきます。

【ご所有関係の確認】 いずれかをお選びください。ご売却者ご本人が自筆でご記入ください（代筆不可）			
☐ 本品は私自身が取得し、現在も私が所有しています。（該当する方はチェックのみで結構です）			
☐ 贈与・相続等により、私が本品の所有者となりました。→下欄をすべてご記入ください。			
取得の時期	年	月頃	前所有者のお名前
取得の経緯 (自筆でご記入ください)			

※ 上記のご記入は、当社が法令に基づきお取引の適正性を確認するために必要なものです。ご記入いただけない場合、また事実と異なるご申告があった場合は、お取引をお断りするほか、関係機関へ届出を行うことがあります。

- ☐ 私は上記事項をすべて確認し、同意しました。
- ☐ 本品は私が所有するものであり、他人の依頼または名義貸しによるお取引ではありません。

ご署名（自筆） _____ ご記入日 _____ 年 月 日